

2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度及び表彰要綱

令和5年4月1日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、2 R 活動及び分別・リサイクル活動を積極的に行っている事業所を優良事業所に認定するとともに、その中でも独自性、先進性等の点で特に優れた事業所を表彰することにより、事業者の2 R 活動及び分別・リサイクル活動に係る意欲を増進し、もって本市全体の更なるごみ減量に向けた機運の醸成を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、次に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則において使用する用語の例による。

- (1) 2 R 活動 事業所におけるリデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）の促進による廃棄物の減量を目的とした活動をいう。
- (2) 分別・リサイクル活動 事業所における廃棄物のリサイクル（再生利用）の促進による廃棄物の減量及び適正な処理を目的とした活動をいう。

第2章 2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所

(2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所の認定)

第3条 本市の区域に所在する事業所（テナントを含む。）のうち、2 R 活動及び分別・リサイクル活動を積極的に行っているものを、「2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定するものとする。

2 前項の認定は、別表1から3までに掲げる基準により行うものとする。

(認定申請等)

第4条 優良事業所の認定を受けようとする者（事業所に係る建築物の所有者、占有者及びこれらに準ずるものと市長が認める者（以下「所有者等」という。））は、当該認定を受けようとする事業所について、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請するものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 所有者等の氏名・連絡先
- (3) 事業所の所在地
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、優良事業所に対し、当該認定を証する書面等を交付するとともに、優良事業所の名称等を市のホームページに掲載する等の方法により、市民、事業者等への周知に努めるものとする。

3 優良事業所に係る所有者等は、第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、優良事業所が次のいずれかに該当することとなった場合は、第3条の認定を取り消すことができる。

- (1) 優良事業所の2 R活動及び分別・リサイクル活動に継続性がないと認められるとき
- (2) 優良事業所の2 R活動及び分別・リサイクル活動の実態が、認定基準を満たさないと認められるとき
- (3) 優良事業所の所有者等が、法令違反及びこれに類する行為を行ったと認められるとき
- (4) その他優良事業所としてふさわしくない行為を行ったと市長が認める場合

第3章 2 R及び分別・リサイクル活動優良賞

(2 R及び分別・リサイクル活動優良賞)

- 第6条 優良事業所のうち、独自性、先進性等の点で特に優れた2 R活動及び分別・リサイクル活動を行っているものを、「2 R及び分別・リサイクル活動優良賞」(以下「優良賞」という。)として表彰するものとする。
- 2 優良賞に係る審査は、第10条の審査委員会が、別表4に掲げる基準により行うものとする。

(表彰申請)

- 第7条 優良賞に係る表彰を受けようとする者(優良事業所に係る建築物の所有者、占有者及びこれらに準ずるものと市長が認める者)は、当該表彰を受けようとする事業所について、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請するものとする。
- (1) 第4条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 2 R活動及び分別・リサイクル活動の中で、独自性、先進性等の点で特に注力している事項
- 2 前項の申請は、第4条の申請と併せて行うことができる。

(表彰年度等)

- 第8条 前条の表彰は、次の各号に掲げる申請期間の区分に応じ、当該各号に掲げる年度分として行うものとする
- (1) 4月1日から8月31日まで 前条の申請があった年度
 - (2) 9月1日から翌年3月31日まで 前条の申請があった翌年度
- 2 市長は、前条の規定により表彰を行う事業所(以下「表彰事業所」という。)に、当該表彰状等を交付するとともに、優良事業所の名称等を市のホームページに掲載する等の方法により、市民、事業者等への周知に努めるものとする。
- 3 表彰事業所に係る所有者等は、前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(表彰の取消し)

- 第9条 表彰の取消しについては、第5条の規定を準用する。

(審査委員会)

- 第10条 第6条第2項の審査を行うため、審査委員会を置く。
- 2 審査委員会は、次に掲げる者で構成する。
- (1) 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課長
 - (2) 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課事業ごみ担当課長
 - (3) 環境共生センター所長
 - (4) 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課調査係長
 - (5) 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課2 R推進係長

- (6) 環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課事業ごみ企画係長
- (7) その他環境政策局長が指名する職員

第4章 雑則

(報告及び調査)

第11条 市長は、この要綱の実施に必要な限度において、優良事業所及び表彰事業所並びにそれらの所有者等に対し、報告を求め、又は調査を行うことがある。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の2R及び分別・リサイクル活動等優良事業所認定制度要綱（以下「旧要綱」という。）による優良事業所に係る認定は、旧要綱に係る認定の有効期限まで効力を有する。

別表 1（第 3 条関係）「2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（基本シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●**確認項目**（※記入不要。京都市が記入します。）

項目		適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3)	適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4)	廃棄物保管場所での分別管理体制ができています。	
(5)	廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6)	執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	
(7)	事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8)	廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしており、実際に収集されていることが確認できる。	
(9)	廃棄物を管理する責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	
(10)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照）） 条例に規定する 2 R 及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(11)	条例第 17 条第 1 項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※ 1 のみ対象）。	
(12)	条例第 26 条第 2 項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※ 2 のみ対象）。	

※ 1 …… 小売業者及び飲食店業者（1 店舗の延床面積が 500 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）

- ・ ホテル・旅館業者（1 店舗の延床面積が 1,000 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）
- ・ 大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※ 2 …… 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が 3,000 m²以上である事業所を有する事業者

別表 2（第 3 条関係）「2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（事業用大規模事業所用シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

項目		適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3)	適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4)	廃棄物保管場所での分別管理体制ができている。	
(5)	廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6)	執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	
(7)	事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8)	廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしており、実際に収集されていることが確認できる。	
(9)	廃棄物管理責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	
(10)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照）） 条例に規定する 2 R 及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(11)	当該年度の条例第 17 条第 1 項の規定による報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※ 1 のみ対象）。	
(12)	当該年度の条例第 21 条第 1 項の規定による減量計画書を期限内に提出している。	
(13)	条例第 22 条第 1 項の規定による廃棄物管理責任者を置き、届け出ている。	
(14)	条例第 26 条第 2 項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※ 2 のみ対象）。	

※ 1 …… 小売業者及び飲食店業者（1 店舗の延床面積が 500 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）

- ・ ホテル・旅館業者（1 店舗の延床面積が 1,000 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）
- ・ 大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※ 2 …… 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が 3,000 m²以上である事業所を有する事業者

別表 3（第 3 条関係）「2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（廃棄物保管場所が共用であるテナント用シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

項目		適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	適切なごみ袋（一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋、産業廃棄物においては、袋を使用せず、容器等を使用している場合を含む。）等を使用している。	
(3)	決められた廃棄物保管場所を把握している。	
(4)	事業所内でのごみの分別管理ができています。	
(5)	ビルや商業施設等の廃棄物保管場所のルールのとおり分別している。	
(6)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照）） 条例第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に規定する 2 R 及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(7)	条例第 17 条第 1 項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※ 1 のみ対象）。	
(8)	条例第 26 条第 2 項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※ 2 のみ対象）。	

※ 1 …… 小売業者及び飲食店業者（1 店舗の延床面積が 500 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）

・ ホテル・旅館業者（1 店舗の延床面積が 1,000 m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 m²以上の事業者）

・ 大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※ 2 …… 事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が 3,000 m²以上である事業所を有する事業者

別表 4（第 6 条関係）「2 R 及び分別・リサイクル活動優良賞」選定の基準

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

1 必須項目（不適合項目があれば選定しない。）

項目		適否
(1)	（製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照） 条例第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 3 項、第 14 条第 3 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に規定する 2 R 及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(2)	条例第 17 条第 1 項の規定による当該年度の報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※ 1 のみ対象）。	
(3)	条例第 21 条第 1 項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（事業用大規模建築物※ 2 のみ対象）。	
(4)	条例第 22 条第 1 項の規定による廃棄物管理責任者を置き、届け出ている（事業用大規模建築物※ 2 のみ対象）。	
(5)	条例第 26 条第 2 項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※ 3 のみ対象）。	
(6)	前年度と異なる 2 R 及び分別・リサイクルの取組を行っている。	

- ※ 1 ……小売業者及び飲食店業者（1 店舗の延床面積が 500 ㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業者）
 ・ホテル・旅館業者（1 店舗の延床面積が 1,000 ㎡以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業者）
 ・大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※ 2 ……事業の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上であるもの

※ 3 ……事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が 3,000 ㎡以上である事業所を有する事業者

2 評価ポイントと配点（審査員の平均点が 70 点以上（小数点以下切捨て）であること。）

(1) 2 R 及び分別・リサイクル優良活動内容※（いずれか一つを採点）

※ 選考年度の前年度の 2 R 及び分別・リサイクル活動の内容を、評価の対象とする。

- ・他の事業所に見られない独自性のある 2 R 及び分別・リサイクルの取組が実施されている。50 点
- ・独自性があるとまではいえないが、先進的な 2 R 及び分別・リサイクルの取組が実施されている。40 点
- ・広く普及している 2 R 及び分別・リサイクルの取組ではあるが、その実施が徹底されている。30 点

(2) その他加点

- ・2 R 及び分別・リサイクル優良活動により、ごみ量について、総量、原単位等の妥当性のある指標で減量効果が出ている。20 点
- ・(1) で評価した 2 R 及び分別・リサイクル優良活動が、1 年以上行われている。10 点
- ・取組の回数や分別の種類の増加など、(1) で評価した 2 R 及び分別・リサイクル優

- 良活動の発展が、具体的に予定されている。 10点
- ・ボランティア清掃などにより、まちの美化につながっている。 10点
 - ・環境学習の講習会、市民への食品ロスの少ない料理法の紹介、2R及び分別・リサイクル活動の視察の受入などにより、積極的に他者にごみ減量を働きかけている
(2R及び分別・リサイクル活動のインターネット掲載を除く)。 10点
 - ・そのほか、2R及び分別・リサイクル優良活動により、生物多様性や福祉に貢献するなど、ごみ減量以外に優れた効果がある。 一つにつき、10点

２Ｒ及び分別の実施義務の取組

取組分野	業種等	条例	取組項目
ものづくり	製造	第１０条第１項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのＰＲへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からＬＥＤへ など）
販売と購入	小売	第１１条第１項第１号	ごみの少ない買物又は資源物の回収を消費者に促進するためのＰＲ
		第１１条第１項第３号	レジ袋の要否と必要枚数の確認
食	飲食	第１２条第１項	食べ残さない食事を促進するためのＰＲ（小盛メニューの紹介、本市作成のＰＲ媒体の配架、掲示など）
催事（イベント等）	主催者	第１３条第３項	イベントにおける資源ごみの分別回収
観光等	ホテル・旅館	第１４条第３項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供。 又は、従業員が分別する場合は、宿泊者に対して分別の必要性を周知。
大学・共同住宅等	大学	第１５条第１項	学生へのごみ減量方法・分別ルール周知・啓発
	集合住宅管理者	第１６条第１項	居住者へのごみ減量方法・分別ルール周知・啓発